

坂出緩衝緑地（番の州球場）の指定管理者

坂出緩衝緑地（番の州球場）について、令和3年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 指定管理者

坂出市（坂出市室町）

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 事業計画の概要**（1）現行の管理との比較**

			事業計画	現 行
利用時間			現行どおり	9：00～21：00
休場日			現行どおり	12月29日～1月3日
利用料金	野球場	生徒・児童	現行どおり	3,440円/日
		一 般	現行どおり	8,740円/日
	照明施設	全点灯	現行どおり	10,920円/時
県からの年間委託料※			(指定予定期間中の平均) 0円	(指定期間(H28年4月～R4年3月)中の平均) 0円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

※ 利用料金制を導入して利用料金を指定管理者の収入としており、県から委託料は支払っていない。

（2）その他利用者サービス向上策

- ・利用者アンケートを実施し、管理運営に利用者の声を反映させる。

（3）経費節減策

- ・外部委託業務（除草剤散布等）を、別の施設で行う同種の業務と合わせて発注することで、経費節減に取り組んでいる。